

通所リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
1. イ 通常規模型リハビリテーション費				
次のいずれかに適合していること。	☐	☐	☐	
(1)次に掲げる基準のいずれにも適合していること。	☐	☐	☐	
①前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内の事業所であること。	☐	☐	☐	
②指定居宅サービス等基準112条に定める設備に関する基準に適合していること。	☐	☐	☐	
(2)次に掲げる基準のいずれにも適合していること。	☐	☐	☐	
①(1)①に該当しない事業所であること。 ※平均利用延人員数が750 超の事業所であっても、算定する月の前月において、以下に示す基準を満たしている場合は、通常規模型通所リハビリテーション費を算定することができる。	☐	☐	☐	
②(1)②に該当する事業所であること。	☐	☐	☐	
③事業所における利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の占める割合が100の80以上であること。 ※利用者の総数とは、前月に当該事業所において通所リハビリテーションを利用することを通所リハビリテーション計画上位位置づけている者の人数とする。	☐	☐	☐	
④事業所の利用者の数が10人以下の場合は、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。	☐	☐	☐	
1ー2. ロ 大規模型通所リハビリテーション費				
(1) イ(1)①に該当しない事業所であること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)②に該当する事業所であること。	☐	☐	☐	
(3) イ(2)③及び④に該当しない事業所であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
1-3. 感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合（規模区分変更の特例）				
より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができることとする。 ※利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。	☐	☐	☐	
1-4. 指定通所リハビリテーションの提供について				
指定通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、医療機関において、当該医療機関の医師の診療を受け、当該医療機関の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリテーションの提供を受けた利用者に関しては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式2-2-1をもって、当該医療機関から情報提供を受けた上で、当該事業所の医師が利用者を診療し、記載された内容について確認して、指定通所リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式2-2-1をリハビリテーション計画書とみなして通所リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととする。	☐	☐	☐	
2. 定員超過利用による減算		所定単位数の100分の70を算定		
月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超えていないこと。	☐	☐	☐	
3. 人員基準欠如による減算		所定単位数の100分の70を算定		
指定基準に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員を置いていること。 （自己点検表の「Ⅱ 人員に関する基準」参照。）	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
4. 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に減算する。 (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催 するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)虐待の防止のための指針を整備すること。 (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4)上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※基準を満たさない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた 月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月 から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとす る。	☐	☐	☐	
5. 業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
以下の基準に適合していない場合に減算する。 (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するた めの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 (2)当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 ※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った 月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
6. 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	所定単位数の100分の3を加算			
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。				
※利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。 利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は一回の延長を認める。 (※)「同一規模区分内で減少した場合の加算」「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。	□	□	□	
7. 理学療法士等体制強化加算	1日につき30単位を加算			
(1)人員配置基準に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置していること。	□	□	□	
(2)1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションであること。	□	□	□	
8. 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行った場合の加算				
(1)日常生活の世話をを行った後に引き続き、所要時間7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、リハビリテーションの所要時間とその前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が、8時間以上となった場合、次の区分に応じて算定していること。	□	□	□	
①7時間以上8時間未満のサービス提供の実施	□	□	□	
ア. 8時間以上9時間未満の場合 50単位を加算	□	□	□	利用者が事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日にサービス提供を受ける場合は算定できない。
イ. 9時間以上10時間未満の場合 100単位を加算	□	□	□	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
ウ. 10時間以上11時間未満の場合 150単位を加算	☐	☐	☐	
エ. 11時間以上12時間未満の場合 200単位を加算	☐	☐	☐	
オ. 12時間以上13時間未満の場合 250単位を加算	☐	☐	☐	
カ. 13時間以上14時間未満の場合 300単位を加算	☐	☐	☐	
9. リハビリテーション提供体制加算				
(1) 指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。	☐	☐	☐	
(2) 3時間以上4時間未満 12単位／回 4時間以上5時間未満 16単位／回 5時間以上6時間未満 20単位／回 6時間以上7時間未満 24単位／回 7時間以上 28単位／回	☐	☐	☐	
10. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 1回につき所定単位数の100分の5を加算				
(1) 事業所の医師等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2) 通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	☐	☐	☐	
(3) 通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	☐	☐	☐	
11. 入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき40単位を加算			
(1) 通所介護計画書上、入浴の提供が位置付けられていること。	☐	☐	☐	
(2) 入浴介助を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(3) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。	☐	☐	☐	
11-2. 入浴介助加算(Ⅱ)	1日につき60単位を加算			
(1) 入浴加算(Ⅰ)(1)～(3)に該当すること。	☐	☐	☐	
(2) 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。 ※医師等⇒医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者 ※居宅への訪問の際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所リハビリテーション事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が指定通所リハビリテーション事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。 ※情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならない。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。	□	□	□	
(4)上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。 ※利用者の居宅の状況に近い環境⇒利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。 ※利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えないこととする。	□	□	□	
12. リハビリテーションマネジメント加算				
○病院等への入院又は他の居宅サービス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利用した場合の算定について 利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月を超えた場合であって、指定通所リハビリテーションのサービスを終了後に、病院等への入院又は他の居宅サービス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算イ(1)、ロ(1)、ハ(1)を再算定することはできず、加算イ(2)、ロ(2)、ハ(2)を算定すること。 ただし、疾病が再発するなどにより入院が必要になった状態又は医師が集中的な医学的管理を含めた支援が必要と判断した等の状態の変化に伴う、やむを得ない理由がある場合であって、利用者又は家族が合意した場合には、加算イ(1)、ロ(1)、ハ(1)を再算定できるものであること。	□	□	□	

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
12-2. リハビリテーションマネジメント加算(イ) ※加算(イ)(ロ)(ハ)は併算定不可	同意日の属する月から6月以内 560単位／月 当該日の属する月から6月超え 240単位／月 ※さらに、医師が利用者又はその家族に説明した場合、上記に加えて270単位を加算		
(1)リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該会議の内容を記録すること。 ※リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。	☐	☐	☐
(2)通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。	☐	☐	☐
(3)通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して、6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、計画を見直していること。 ※本加算における、「同意を得た日」とは、通所リハビリテーションサービスの利用にあたり、初めて通所リハビリテーション計画を作成して同意を得た日をいい、当該計画の見直しの際に同意を得た日とは異なることに留意すること。	☐	☐	☐
(4)事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。	☐	☐	☐
(5)次のいずれかに適合すること	☐	☐	☐
①事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護事業その他の指定居宅サービス事業に係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
②事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。	☐	☐	☐	
(6) (1)から(5)までに掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。	☐	☐	☐	
12-3. リハビリテーションマネジメント加算(ロ) ※加算(イ)(ロ)(ハ)は併算定不可	同意日の属する月から6月以内 593単位／月 当該日の属する月から6月超え 273単位／月 ※さらに、医師が利用者又はその家族に説明した場合、上記に加えて270単位を加算			
(1)リハビリテーションマネジメント加算(イ)(1)～(6)に該当すること。	☐	☐	☐	
(2)利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
12-4. リハビリテーションマネジメント加算(ハ) ※加算(イ)(ロ)(ハ)は併算定不可	同意日の属する月から6月以内 793単位／月 当該日の属する月から6月超え 473単位／月 ※さらに、医師が利用者又はその家族に説明した場合、上記に加えて270単位を加算			
(1)リハビリテーションマネジメント加算(ロ)(1)及び(2)に該当すること。	☐	☐	☐	
(2)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
(3)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
(4)利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。)を実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。	☐	☐	☐	
(5)通所介護費等算定方法第2号に規定する基準に該当しないこと。	☐	☐	☐	
(6)利用者ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(7)利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者((8)において「関係職種」という。)が、通所リハビリテーション計画等の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の栄養状態に関する情報及び利用者の口腔の健康状態に関する情報を相互に共有すること。	☐	☐	☐	
(8)(7)で共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種の間で共有していること。	☐	☐	☐	
(9)栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)口を算定していないこと。	☐	☐	☐	
13. 短期集中個別リハビリテーション実施加算		1日につき110単位を加算		
(1)事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合であること。	☐	☐	☐	「個別リハビリテーションを集中的に行った場合」とは、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上実施するものでなければならない。
(2)認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(3)生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
14. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)		1日につき240単位を加算 ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)併算定不可		
(1)次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
①1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。	☐	☐	☐	
②リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。	☐	☐	☐	
③リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。	☐	☐	☐	
(2)認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者であること。	☐	☐	☐	医師は、精神科医師若しくは精神内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師。
(3)医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その退院(所)日又は通所開始日の属する日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合(1週間に2日を限度として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施。)であること。	☐	☐	☐	
(4)リハビリテーションの提供時間が20分に満たない場合は、算定していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(5)加算の対象となる利用者は、MMSE又はHDS-R(改訂長谷川式簡易知能評価スケール)において、おおむね5点～25点に相当する者であること。	☐	☐	☐	
(6)過去3月の間に本加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(7)短期集中個別リハビリテーション加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(8)生活行為向上リハビリテーション加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
14-2. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1月につき1920単位を加算 ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可			
(1)次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
①1月に4回以上リハビリテーションを実施すること。	☐	☐	☐	
②リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。	☐	☐	☐	
③リハビリテーションマネジメント加算を算定していること。	☐	☐	☐	
④リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。	☐	☐	☐	
⑤リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。	☐	☐	☐	
(2)認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者であること。	☐	☐	☐	
(3)医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合(1月に8回以上の実施が望ましいが、1月に4回以上実施した場合に算定可。)であること。	☐	☐	☐	医師は、精神科医師若しくは精神内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師。
(4)通所リハビリテーション計画にその時間、実施頻度、実施方法を定めた上で実施すること。	☐	☐	☐	
(5)通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、認知症を有する利用者の生活環境に対応したサービス提供体制を整える必要から、利用者の居宅を訪問すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(6)通所リハビリテーション計画に従ったサービスの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を利用者とその家族に伝達すること。				居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできない。
※認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)を算定する場合においては、利用者の認知症の状態に対し、支援内容や利用回数が妥当かどうかを確認し、適切に提供することが必要であることから一月に一回はモニタリングを行い、通所リハビリテーション計画を見直し、医師から利用者又はその家族に対する説明し、同意を得ることが望ましい。	☐	☐	☐	
(7)加算の対象となる利用者は、MMSE又はHDS-R(改訂長谷川式簡易知能評価スケール)において、おおむね5点～25点に相当する者であること。	☐	☐	☐	
(8)過去3月の間に本加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(9)リハビリテーションマネジメント加算(イ)、(ロ)又は(ハ)のいずれかを算定していること。	☐	☐	☐	
(10)短期集中個別リハビリテーション加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(11)生活行為向上リハビリテーション加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
15. 生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日月から起算して6月以内 1月につき1250単位を加算			
(1)次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
①生活行為(排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為)の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。	☐	☐	☐	
②生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。	☐	☐	☐	
③計画で定めたリハビリテーションの実施期間中にサービスの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。	☐	☐	☐	
④リハビリテーションマネジメント加算(イ)、(ロ)又は(ハ)のいずれかを算定していること。	☐	☐	☐	
⑤リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
⑥指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること	☐	☐	☐	
(2)短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(3)認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
16. 若年性認知症利用者受入加算	1日につき60単位を加算			
(1)受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。	☐	☐	☐	
(2)個別の担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。	☐	☐	☐	
17. 栄養アセスメント加算	1月につき50単位を加算			
(1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
(2)利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。	☐	☐	☐	
(3)利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
(4)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(5)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)を算定はしていないこと。	☐	☐	☐	
(6)栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間でないこと。及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月でないこと。	☐	☐	☐	
(7)リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
18. 栄養改善加算	1回につき200単位を加算			
(1) 次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
①当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ※外部との連携⇒他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」	☐	☐	☐	
②利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ※リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を実施し、栄養改善サービスの提供が必要と判断して当該加算を算定する場合は、リハビリテーションや口腔に係る評価を踏まえて栄養ケア計画を作成すること。	☐	☐	☐	栄養ケア計画(参考様式)
③利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。	☐	☐	☐	栄養ケア提供経過記録(参考様式)
④利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。	☐	☐	☐	栄養ケアモニタリング(参考様式)
⑤定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	栄養ケアモニタリング(参考様式)
(2) 次のいずれかに該当する者であってサービスの提供が必要と認められる者であること。	☐	☐	☐	
①BMIが18.5未満であること。	☐	☐	☐	
②1～6月間で3%以上の体重減少が認められる者又は基本チェックリストのNo. (11)の項目が「1」に該当する者。	☐	☐	☐	
③血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
④食事摂取量が不良(75%以下)である者。	☐	☐	☐	
⑤その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者。	☐	☐	☐	
(3)利用者に対して、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合であること。	☐	☐	☐	
(4)3月以内の期間に限り、1月に2回を限度として算定すること。	☐	☐	☐	
(5)3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養管理サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。	☐	☐	☐	
19. 口腔・栄養スクリーニング加算 ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可				
当該事業所以外で、既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できない。	☐	☐	☐	
19-2. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき20単位を加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	☐	☐	☐	
(2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。	☐	☐	☐	
(3)定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。	☐	☐	☐	
(4)算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。	☐	☐	☐	
①栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
②当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。	☐	☐	☐	
(5)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(6)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定していないこと。	☐	☐	☐	
19-3. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき5単位を加算			
次に掲げる(1)1～4又は(2)1～4のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(1)-1 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	☐	☐	☐	
(1)-2 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。	☐	☐	☐	
(1)-3 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。	☐	☐	☐	
(1)-4 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスをが終了した日の属する月でないこと。	☐	☐	☐	
(2)-1 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	☐	☐	☐	
(2)-2 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。	☐	☐	☐	
(2)-3 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
(2)ー4 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。	☐	☐	☐
(2)ー5 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。	☐	☐	☐
(3)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定していないこと。	☐	☐	☐
20. 口腔機能向上加算（共通） ※加算（Ⅰ）（Ⅱ）イ、ロは併算定不可			
(1)口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であつて、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。	☐	☐	☐
イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者	☐	☐	☐
ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者	☐	☐	☐
ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者	☐	☐	☐
(2)3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ※3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。	☐	☐	☐
(3)おおむね3月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であつて、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。 イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者	☐	☐	☐
20ー2. 口腔機能向上加算（Ⅰ） 1月に2回を限度として、1回につき150単位を加算			
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者等が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ※作成した口腔機能改善管理指導計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。	☐	☐	☐	
(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。	☐	☐	☐	
(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。	☐	☐	☐	
(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(6) リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定していないこと。	☐	☐	☐	
20-3. 口腔機能向上加算(Ⅱ)イ 1月に2回を限度として、1回につき155単位を加算				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定していること。	☐	☐	☐	
(2) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。ただし、口腔機能向上加算(Ⅱ)のイについては、リハビリテーションマネジメント加算(ハ)においてLIFEへの情報提出を行っている場合は、同一の提出情報に限りいずれかの提出で差し支えない。	☐	☐	☐	
20-4. 口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ 1月に2回を限度として、1回につき160単位を加算				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1)から(5)までに掲げる基準に適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				
※厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。ただし、口腔機能向上加算(Ⅱ)のイについては、リハビリテーションマネジメント加算(ハ)においてLIFEへの情報提出を行っている場合は、同一の提出情報に限りいずれかの提出で差し支えない。	☐	☐	☐	
21. 通所リハビリテーション費の算定				
利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを受けている間は、通所リハビリテーション費は、算定しないこと。	☐	☐	☐	
22. 重度療養管理加算 1日につき100単位を加算				
(1) 厚生労働大臣が定める状態にある利用者であること。	☐	☐	☐	
① 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	☐	☐	☐	
② 呼吸障害等により、人工呼吸器を使用している状態	☐	☐	☐	
③ 中心静脈注射を実施している状態	☐	☐	☐	
④ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	☐	☐	☐	
⑤ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	☐	☐	☐	
⑥ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	☐	☐	☐	
⑦ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態	☐	☐	☐	
⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態	☐	☐	☐	
⑨ 気管切開が行われている状態	☐	☐	☐	
(2) 要介護3、4又は5である者に対して、計画的な医学的管理のもと、サービスを行った場合であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
23. 中重度者ケア体制加算	1日につき20単位を加算			
(1) 次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
① 人員基準で配置すべき員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。	☐	☐	☐	
② 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3、4又は5である者の占める割合が100分の30以上であること。	☐	☐	☐	
③ サービス提供時間帯を通じて、専らサービスの提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
24. 科学的介護推進体制加算	1月につき40単位			
(1) 利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、少なくとも3月ごとに厚生労働省に提出していること。	☐	☐	☐	
(2) 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
25. 同一建物減算	1日につき94単位を所定単位数から減算			
事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者に対し、サービスを行った場合。	☐	☐	☐	
26. 送迎を行わない場合の減算	片道につき47単位を所定単位数から減算			
送迎を実施していない(利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合等)場合。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
27. 退院時共同指導加算	当該退院につき1回に限り600単位を算定			
(1) 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。 ※退院時共同指導⇒病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。 ※退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその家族の同意を得なければならない。	☐	☐	☐	
(2) 退院時共同指導を行った場合は、その内容を記録すること。	☐	☐	☐	
(3) 当該利用者が通所及び訪問リハビリテーション事業所を利用する場合において、各事業所の医師等がそれぞれ退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合は、各事業所において当該加算を算定可能である。ただし、通所及び訪問リハビリテーション事業所が一体的に運営されている場合においては、併算定できない。	☐	☐	☐	
28. 移行支援加算	1日につき12単位を加算			
(1) 次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
① 評価対象期間（加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間）においてサービスの提供を終了した者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が100分の3を超えていること。	☐	☐	☐	
② 評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること	☐	☐	☐	
(2) 12を当該通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の27以上であること。	☐	☐	☐	
(3) リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
29. サービス提供体制強化加算				
※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。	☐	☐	☐	
29-2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1回につき22単位を加算 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の併算定不可				
(1) 次のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
①事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。	☐	☐	☐	
②事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。	☐	☐	☐	
(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
29-3. サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1回につき18単位を加算 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の併算定不可				
(1) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。	☐	☐	☐	
(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
29-4. サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1回につき6単位を加算 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の併算定不可				
(1) ①か②のいずれかに該当すること	☐	☐	☐	
①事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。	☐	☐	☐	
②サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	☐	☐	☐	
(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
30-1. イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)				
次の(1)～(10)のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(1)介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一)当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二)当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	☐	☐	☐	
(2)当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	☐	☐	☐	
(3)介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	☐	☐	☐	
(4)当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	☐	☐	☐	
(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	☐	☐	☐	
(6)当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三)介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(9)(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☐	☐	☐	
(10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	☐	☐	☐	
30-2. ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				
イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
30-3. ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				
イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
30-4. ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				
イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
30-5. ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ペースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
30-6. ヘ 介護職員等処遇改善加算(V)(2)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
30-7. ト 介護職員等処遇改善加算(V)(3)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
30-8. チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
30-9. リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
30-10. ヌ 介護職員等処遇改善加算(V)(6)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
30-11. ル 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
30-12. ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
30-13. ワ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含 む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の 機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
30－14. カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含 む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の 機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
30-15. ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く。、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐	
30-16. タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
30-17. レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐	
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
30-18. ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	

介護予防通所リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
1. 算定の基準について				
①当該事業所の医師は、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行う。	☐	☐	☐	
②①における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録する。	☐	☐	☐	
③指定介護予防通所リハビリテーションは、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、医療機関において、当該医療機関の医師の診療を受け、当該医療機関の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリテーションの提供を受けた利用者に関しては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式2—2—1をもって、当該医療機関から情報提供を受けた上で、当該事業所の医師が利用者を診療し、記載された内容について確認して、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式2—2—1をリハビリテーション計画書とみなして介護予防通所リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととする。 なお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回の介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。	☐	☐	☐	
④介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す。初回の評価は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護予防通所リハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行う。その他、必要時に見直しを行う。	☐	☐	☐	
⑤指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定介護予防通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定介護予防通所リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業その他指定介護予防サービスの併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行う。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
点検事項				
⑥新規に介護予防通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該計画に従い、指定介護予防通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行うよう努める。	☐	☐	☐	
⑦指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下この号及び第110号において同じ。)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護支援専門員を通じて、法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業その他指定介護予防サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、利用者及び家族の活動や参加に向けた希望、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する。	☐	☐	☐	
⑧利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下、「運動器機能向上サービスという」)を提供すること。	☐	☐	☐	
⑨運動器機能向上サービスについては、以下のアからエまでに掲げるとおり、実施すること。	☐	☐	☐	
ア 利用者の運動器機能、利用者のニーズ、サービスの提供に当たって考慮すべきリスクを利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。なお、運動器機能向上計画に相当する内容をリハビリテーション計画書の中にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとする。	☐	☐	☐	
イ 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。また、運動器機能向上計画に実施上の問題点(運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。	☐	☐	☐	
ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。ただし、介護予防通所リハビリテーションの提供の記録として、運動器機能を定期的に記載している場合は、当該の記載をもって、本要件を満たしているものとする。	☐	☐	☐	
エ おおむね1月間ごとに、利用者の短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、利用者毎の運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
2. 定員超過利用による減算	所定単位数の100分の70を算定			
月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超えていないこと。	☐	☐	☐	
3. 人員基準欠如による減算	所定単位数の100分の70を算定			
指定基準に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員を置いていること。 (自己点検表の「Ⅱ 人員に関する基準」参照。)	☐	☐	☐	
4. 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に減算する。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※基準を満たさない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。	☐	☐	☐	
5. 業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
以下の基準に適合していない場合に減算する。 (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 ※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
6. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				
1回につき所定単位数の100分の5を加算				
(1)事業所の医師等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	☐	☐	☐	
(2)通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	☐	☐	☐	
(3)通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	☐	☐	☐	
7. 生活行為向上リハビリテーション実施加算				
開始日月から起算して6月以内 1月につき562単位を加算				
(1)生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。	☐	☐	☐	
(2)生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。	☐	☐	☐	
(3)当該計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(4)指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね一月に一回以上実施すること。	☐	☐	☐	
(5)指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。	☐	☐	☐	
(6)本加算の算定に当たっては、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定する。	☐	☐	☐	
8. 若年性認知症利用者受入加算	1月につき240単位を加算			
(1)受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。	☐	☐	☐	
(2)個別の担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。	☐	☐	☐	
9. 同一建物減算	要支援1 1月につき376単位を減算 要支援2 1月につき752単位を減算			
事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者に対し、サービスを行った場合。	☐	☐	☐	
10. 予防通所リハビリテーションの利用が12月を超える場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超える場合			
利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合であって、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行うときは、所定単位数から減算する。	☐	☐	☐	
※厚生労働大臣が定める基準をいずれも満たす場合においては、リハビリテーションマネジメントのもと、リハビリテーションを継続していると考えられることから、減算は行わない。	☐	☐	☐	
※なお、入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。	☐	☐	☐	
次に掲げる基準のいずれにも該当すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
イ 3月に1回以上、当該利用者に係るリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、当該利用者の状態の変化に応じ、介護予防通所リハビリテーション計画を見直していること。	☐	☐	☐	
ロ 当該利用者ごとの介護予防通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
※厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。				
(1)要支援1の場合1月につき120単位減算する。	☐	☐	☐	
(2)要支援2の場合1月につき240単位減算する。	☐	☐	☐	
11. 退院時共同指導加算	当該退院につき1回に限り600単位を算定			
(1)病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。	☐	☐	☐	
※退院時共同指導⇒病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での介護予防通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。				
※退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその家族の同意を得なければならない。				
(2)退院時共同指導を行った場合は、その内容を記録すること。	☐	☐	☐	
(3)当該利用者が通所及び訪問リハビリテーション事業所を利用する場合において、各事業所の医師等がそれぞれ退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合は、各事業所において当該加算を算定可能である。ただし、介護予防通所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所が一体的に運営されている場合においては、併算定できない。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
12. 栄養アセスメント加算	1月につき50単位			
(1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
(2)利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。	☐	☐	☐	
(3)利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
(4)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(5)当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。	☐	☐	☐	
13. 栄養改善加算	1回につき200単位を加算			
(1)次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
①当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
②利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	☐	☐	☐	栄養ケア計画(参考様式)
③利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。	☐	☐	☐	栄養ケア提供経過記録(参考様式)
④利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価(おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行う)を行い、その結果を当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了すること。	☐	☐	☐	栄養ケアモニタリング(参考様式)
⑤定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
14. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき20単位を加算			※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	☐	☐	☐	
(2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。	☐	☐	☐	
(3)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(4)算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。	☐	☐	☐	
①栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。	☐	☐	☐	
②当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。	☐	☐	☐	
(5)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(5)6月に1回を限度とすること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
点検事項				
14-2. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき5単位を加算			※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可
次に掲げる(1)又は(2)の基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(1)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	☐	☐	☐	
②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
③算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。	☐	☐	☐	
④算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。	☐	☐	☐	
(2)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	☐	☐	☐	
②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
③算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。	☐	☐	☐	
④算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。	☐	☐	☐	
⑤他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
15. 口腔機能向上加算（Ⅰ） 1月につき150単位を加算 口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）は併算定不可				
(1) 次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
①言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
②利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画を作成していること。	☐	☐	☐	口腔機能改善管理指導計画・実施記録(参考様式)
③利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。	☐	☐	☐	
④利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。	☐	☐	☐	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)
⑤定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
15－2. 口腔機能向上加算（Ⅱ） 1月につき160単位を加算 口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）は併算定不可				
(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）に適合すること。	☐	☐	☐	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)
(2)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
16. 一体的サービス提供加算 1月につき480単位を加算				
利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、※ニ(栄養改善加算)又は※へ(口腔機能向上加算)を算定している場合は、算定しない。	☐	☐	☐	
(1)指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の※ニの注に掲げる基準及び※への注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出て栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。	☐	☐	☐	
※ニの注に掲げる基準	☐	☐	☐	
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
①当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
②利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	☐	☐	☐	
③利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。	☐	☐	☐	
④利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価（おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行う）を行い、その結果を当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了すること。	☐	☐	☐	
⑤定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
※への注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準	☐	☐	☐	
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
①言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
②利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画を作成していること。	☐	☐	☐	
③利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。	☐	☐	☐	
④利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。	☐	☐	☐	
⑤定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
⑥利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
(2)利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、1月につき2回以上設けていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
17. 科学的介護推進体制加算	1月につき40単位			
(1)利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、少なくとも3月ごとに厚生労働省に提出していること。	☐	☐	☐	
(2)必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
18. サービス提供体制強化加算				
※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の併算定不可	☐	☐	☐	
18-2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 1月につき88単位を加算 要支援2 1月につき176単位を加算			
(1) 次のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
①事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。	☐	☐	☐	
②事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。	☐	☐	☐	
(2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
18-3. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 1月につき72単位を加算 要支援2 1月につき144単位を加算			
(1)事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。	☐	☐	☐	
(2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
18-4. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 1月につき24単位を加算 要支援2 1月につき48単位を加算			
(1)①か②のいずれかに該当すること	☐	☐	☐	
①事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。	☐	☐	☐	
②サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	☐	☐	☐	
(2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
19-1. イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）				
次の（１）～（１０）のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
（１）介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。				
（一）当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。	☐	☐	☐	
（二）当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。				
（２）当該事業所において、（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	☐	☐	☐	
（３）介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	☐	☐	☐	
（４）当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	☐	☐	☐	
（５）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	☐	☐	☐	
（６）当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三)介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(9)(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☐	☐	☐	
(10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	☐	☐	☐	
19-2. ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				
イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
19-3. ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				
イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
19-4. ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				
イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
19-5. ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
19-6. ヘ 介護職員等処遇改善加算(V)(2)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(ニ)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
19-7. ト 介護職員等処遇改善加算(V)(3)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(ニ)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
19-8. チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(ニ)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
19-9. リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(ニ)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
19-10. ヌ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
19-11. ル 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
19-12. ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
19－13. フ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
19－14. カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
19-15. ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐	
19-16. タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
19-17. レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
19-18. ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	